

○ 盛岡市好摩体育館(盛岡市体育館条例)

ア 貸切利用の場合の利用料

区分				1 時間まで ごとに	1 日までご とに
アリーナ	料金を徴収しない場合	アマチュア競技に使用する場 合	一般	840円	5,360円
			高等学校生徒以下の者	420円	2,680円
		その他の催しに使用する場 合		1,040円	6,720円
	料金を徴収する場合	アマチュア競技に使用する場 合	一般	2,080円	13,440円
			高等学校生徒以下の者	1,040円	6,720円
		その他の催しに使用する場 合		営利を目的としない場合	4,200円
		営利を目的とする場合	8,400円	53,760円	
柔道場	アマチュア競技に使用する場 合	一般	160円	1,020円	
		高等学校生徒以下の者	80円	510円	
	その他の催しに使用する場 合		240円	1,530円	

備考

- 「料金を徴収する場合」とは使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「料金を徴収しない場合」とはそれ以外の場合をいう。
- 「1日」とは、午前8時30分から午後5時までの間に6時間を超えて使用する場合をいう。
- アリーナをアマチュア競技に使用する場合において、アリーナの2分の1を使用するときの使用料の額は、この表により算定した額の5割に相当する額とする。
- 照明設備若しくは暖房設備を使用し、又は機械若しくは器具を設置して電気を使用する場合(第8条第2項の附属の設備を使用して電気を使用する場合を除く。)の使用料の額は、この表により算定した額に実費の範囲内で市長が定める額を加算した額とする。

イ 一般利用の場合の利用料

区分	一般	高等学校生徒以下
1人1時間までごとに	100円	50円

ウ 附属設備の利用料

区分			単位		金額
照明設備	アリーナ	一般	全面	1時間までごとに	840円

			半面	1時間までごとに	420円
		高等学校生徒以下の者	全面	1時間までごとに	420円
			半面	1時間までごとに	210円
	柔道場	一般	1時間までごとに		240円
		高等学校生徒以下の者	1時間までごとに		120円
シャワー室			1人1回につき		100円